

判決年月日	平成 28 年 3 月 30 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10094号		
○発明の名称を「ロータリ作業機のシールドカバー」とする発明について，引用発明 1 及び引用発明 2 に基づいて，当業者が容易に発明することができたものということとはできないとして，特許を無効とするとした審決を取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2014-800071 号事件 (本件審判), 特許第 5454845 号 (本件特許), 実願昭 63-106917 号公報 (引用例 1), 特開平 6-303802 号公報 (引用例 2)

発明の名称を「ロータリ作業機のシールドカバー」とする本件発明に係る原告の特許について、被告から特許無効審判請求がされ、特許庁は、本件発明は、引用発明 1 及び引用発明 2 に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法 29 条 2 項の規定に違反してされたものであるとして、無効審決をした。本件は、原告が上記審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、大要、以下のように判断して、本件審決には容易想到性の判断に誤りがあるとして、これを取り消した。

(1) 本件審決は、引用発明 2 について、弾性部材 23 の前端部 23a が前方に延設されたものにおいては、その延設された (前方) 端部寄りの部分は、自重で垂れ下がるものと解されると判断した。

ア しかし、引用発明 2 の弾性部材 23 の前方側の端部寄りの部分の自重による垂れ下がり量は、弾性部材 23 の弾性係数、長さ等に依存するから、弾性部材 23 の材質がゴム等の弾力に富んだものであるとしても、その前方側の端部寄りの部分が、ロータリ作業機本体の振動に伴って、その振動時の振幅が最大限発揮する程度の弾性を有することによる、技術的意義のある現象として「自重で垂れ下がる」とは限らない。

イ したがって、仮に、引用発明 1 に引用発明 2 を適用したとしても、後部カバー 13 に弾性部材を設け、その弾性部材をその進行方向後方側の位置で固定するとともに、固定部を除いて前方側を自由な状態とし、主カバー 12 に対する土付着防止部材 20 の固定位置において、その土付着防止部材 20 と互いに重なるようにする結果、引用発明 1 の主カバー 12 に固定された各土付着防止部材 20 は、その固定位置全てが隣接する他の土付着防止部材 20 と互いに重なるようにはなるものの、引用発明 1 の後部カバー 13 に引用発明 2 の弾性部材 23 として設けられた土付着防止部材 20 は、その進行方向前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるものではないから、本件発明 1 には至らない。

(2) 本件審決は、仮に引用発明２の弾性部材２３の前端部２３aが前方に延設された（前方）端部寄りの部分が自重で垂れ下がるものでないとしても、エプロンに固定された土除け材を、その端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような材質のものとするのは、当業者が適宜になし得る程度のことにはすぎないと判断した。

ア しかし、引用発明２の弾性部材２３の前端部２３aが前方に延設された（前方）端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするを想到した上で、これを引用発明１に適用することによって、引用発明１の後部カバー１３に引用発明２の弾性部材２３として設けられた土付着防止部材２０の進行方向前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするというのは、引用発明１を基準にして、更に引用発明２から容易に想到し得た技術を適用することが容易か否かを問題にすることになる。このように、引用発明１に基づいて、２つの段階を経て相違点に係る本件発明１の構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるということとはできない。

イ また、引用発明２において、リヤカバーに固着された土付着防止部材（弾性部材）を自重で垂れ下がるように構成すると、リヤカバーの枢着部分では、メインカバーに取り付けた低摩擦係数の部材と、リヤカバーに取り付けた弾性部材との接合部に間隙が生じるため、ここに土がたまりやすくなるという引用発明２の課題を解決できない。したがって、引用発明２の弾性部材２３について端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような材質のものに変更することは、引用発明２の目的に反する。…

そうすると、引用発明２において、弾性部材２３の前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるようにすることには、そもそも阻害要因があると認められる。弾性部材２３の前端部２３aを更に前方に延設して低摩擦係数の部材１４と重ね合わせた状態にした場合も、同様の理が妥当することから、前端部２３aを前方に延設した弾性部材２３の前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるようにすることは、当業者が適宜になし得る程度のものであるということとはできない。